○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度

概要フロー図**（事業計画編）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域住民等 | | 事業者 | | 町 | 条例該当条項 | | | 規則該当条項 |
| 提出  見解書の受取り・理解  不理解  地域住民等意見書  の提出  （開催後14日以内）  （見解書受領後  14日以内）  説明会への参加  説明会の認知  関係書類の閲覧申出 | | 町へ問合せ  他法令に係る  関係機関との  調整  事前相談書を作成  事業を検討する    提出  「適否」の場合  土地、周辺環境の調査等  適正  抑制区域の想定される影響への対策  協議書類の作成  事業を継続  事業を中止  事業抑制依頼の回答  （依頼のあった日から30日以内）  不適正  依頼  他法令に係る  届出    環境保全条例に基づく届出関係書類（1,000㎡以上の造成を伴う開発行為）    口頭  周知  説明  説明  報告  通知  対応状況報告書  （見解書提出後14日以内）  見解書の作成  計画変更  計画変更なし  地域住民等意見書概要書  （開催後21日以内）  意見なし  意見あり  説明会開催報告書  （開催後7日以内）  説明会の開催  標識  設置届  （工事用）  説明会周知  （チラシ配布等）  受取り  業を中止  標識の設置（工事用）  日時・会場の選定  チラシ等の準備  地域住民等説明会を計画  事業計画調整完了申出書  及び添付書類の提出  書類の補正  業を中止  調整完了  書類の協議  事業計画  調整継続  適正  不適正 | | 提出  報告  報告  提出  提出  提出  提出  調整  要求  提出  報告  報告  閲覧可能  「適」の場合のみ  地域住民等理解の確認  変更のあった部分について受取り  受取り  受取り  受取り  関係書類の閲覧開始  事業計画調整完了通知書  調整完了確認  補正要  意見集約  環境保全条例が該当する場合は、この時点で各課協議  協議書類の確認  受取り  事業抑制依頼書  制度の概要説明  他法令の届出の説明  事業抑制区域の確認  適用事業適否の確認 | 第3条の該当確認  （適用事業）  第4条の該当確認  （事業抑制区域）  第6条第1項  第6条第2項  第7条第1項  第7条第2項  第7条第3項  （環境保全条例第25条）  指導・助言・勧告ができる  第7条第4項  第7条第5項  第11条  第12条第1項  第12条第2項  第7条第6項  第7条第7項 | | | 第4条第1項  第4条第2項  第5条第1項  第5条第1項  第5条第2項  第5条第4項  第5条第5項  第5条第6項  第6条第2項  第12条第1項第1号  第13条  第12条第2項  第6条第1項  第6条第3項  第6条第5項  第6条第9項  第6条第6項  第6条第7項  第6条第8項  第6条第10項 |
| ＊認定申請編へ＊ | | | | | | | | |
|  |  | |  | | |  |  | |

○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度

概要フロー図**（認定申請編）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域住民等 | | 事業者 | | 町 | 条例該当条項 | | | 規則該当条項 |
| 提出  説明  見解書の受取り・理解  不理解  地域住民等意見書の提出  （開催後14日以内）  （見解書受領後　　　　14日以内）  説明会への参加  説明会の認知 | | ＊事業計画編より  説明  周知  届出  工事着工の届出  対応状況報告書  （見解書提出後14日以内）  見解書の作成  計画変更  計画変更なし  地域住民等意見書概要書  （開催後21日以内）  意見なし  意見あり  説明会開催報告書  （開催後7日以内）  説明会の開催  説明会周知  （チラシ配布等）  日時・会場の選定チラシ等の準備  地域住民等説明会を計画  認定後、「認定通知書の写し」を提出  調整を経た計画で、経済産業大臣へ事業計画の認定申請  調整を経た計画で、経済産業大臣へ事業計画の認定申請 | | 口頭  報告  提出  報告  報告  報告  提出  地域住民等理解の確認  変更のあった部分  について受取り  受取り  受取り  受取り  再生可能エネルギー発電事業計画届出書（認定申請書類、添付書類写しの提出） | 第8条第1項  第8条第2項  指導・助言・勧告ができる  第8条第3項  第8条第4項  第9条第1項 | | | 第7条第1項  第6条第1項  第6条第3項  第6条第5項  第6条第9項  第6条第6項  第8条第1項  第6条第7項  第6条第8項  第6条第10項  第9条 |
| ＊工事編へ＊ | | | | | | | | |
|  |  | |  | | |  |  | |

○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度

概要フロー図**（工事編）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域住民等 | | 事業者 | | 町 | 条例該当条項 | | | 規則該当条項 |
|  | | 協力  報告  届出  協力  届出  受取り  適切な運用（発電事業開始）  標識の撤去  （工事用）  現場対応  現場対応  標識設置届  （通常掲示用）  標識の設置  （通常掲示用）  工事完了の届出  工事完了  工事着工の届出  認定申請編より（災害又は緊急時の工事の場合も下記のとおり同様に行う） | | 通知  工事完了確認通知書  現場確認  （監視員）  受取り  受取り  現場確認  （監視員）  受取り | 第9条第1項  第10条第1項  第10条第2項  指導・助言・勧告ができる  第9条第1項  第11条  第10条第1項  第10条第2項 | | | 第9条  第11条  第9条  第12条第1項第2号  第12条第2項  第10条 |
| ＊工事編へ＊ | | | | | | | | |
| ○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度  概要フロー図**（運用編）** | | | | | | | | |
|  | ＊工事編より  現場対応  事業実施状況報告書  発電事業終了（継続・廃業）  発電事業の開始  　（適切な保守点検・維持管理）  受取り | | 現場確認  （監視員）  受取り  事業実施状況報告  　　　依頼書 | | | 第13条第1項  第13条第2項  指導・助言・勧告ができる | 第14条第1項  第14条第2項 | |

○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度

概要フロー図**（指導・助言編）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域住民等 | | 事業者 | | 町 | 条例該当条項 | | | 規則該当条項 |
|  | | 通知（適時）  回答  指導・助言・勧告事項回答書  行政機関・地域住民等との調整、協議  受取り | | 受取り  指導・助言通知書  この条例の目的を達成するため必要な指導・助言を行う必要が発生した場合 | 第14条第1項  第14条第1項 | | | 第15条第1項  第15条第1項  第15条第2項  第15条第3項 |
| ○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度  概要フロー図**（勧告編）** | | | | | | | | |
|  | 勧告（適時）  回答  指導・助言・勧告  事項回答書  行政機関・地域住民等  との調整、協議  意見ができる  受取り | | （1）「事業計画の調整」手続を経ずに、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をした者  （2）「地域住民等説明会」を開催しない者  （3）「事業計画の届出（変更含む）」をせず、又は「工事の届出」をせず工事に着工した者  （4）虚偽の届出をした者  （5）「毎年報告」、「調査後の報告や説明」、「資料の提出」をせず、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  （6）指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者  　記に該当する場合  未回答・未対応  町議会への報告  勧告書  受取り  経済産業省への報告及び公表の理由を通知  経済産業省への報告及び公表 | | | 第14条第2項  第14条第2項  第15条 | 第15条第4項  第15条第4項  第15条第5項  第15条第2項  第15条第5項  第15条第3項 | |